



島根県報

令和3年8月10日（火）

第 233 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	4

告 示

島根県告示第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年8月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

SUPER CENTER PLANT出雲店 島根県出雲市塩冶町字善光寺1291番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬 康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) グンゼ開発株式会社 代表取締役 古川 知己

(変更後) グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬 康宏

(4) 変更の年月日

平成31年4月1日

2 届出年月日

令和3年7月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年8月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT出雲店 島根県出雲市塩冶町字善光寺1291番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬 康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8番1号

(3) 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 464台

(変更後) 374台

(4) 変更する年月日

令和4年3月1日

2 届出年月日

令和3年7月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第528号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年8月10日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
西ノ島町	平成30年度～令和2年度	9枚	1冊	別府①	令和3年7月28日

島根県告示第529号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年8月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 区域の名称 白砂A-1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市三隅町折居1782番	1号から4号まで
〃 1784番1	5号
〃 887番1	6号、7号及び9号から12号まで
〃 887番1地先道	8号及び13号から15号まで
〃 1782番地先道	16号

2(1) 区域の名称 白砂A-2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市三隅町西河内1995番2	1号
〃 1995番1	2号から5号まで
〃 1992番3	6号及び7号
〃 1992番8	8号